

J. R. コモンズの進化論的経済発展段階説

— 「産業の進化」と「経済の進化」について —

塚 本 隆 夫

I はしがき

本稿の目的は、ジョン・R・コモンズ (John Rogers Commons, 1862-1945) が提示した資本主義の進化過程を再整理し、その特質を解明することにある。というのもコモンズが提示した資本主義の「発展段階説」は、コモンズ経済学の特徴が「制度の経済学」であるというよりもより鮮明に「進化論的経済学」であることを示すからである¹⁾。コモンズは、『資本主義の法律的基礎』(*Legal Foundations of Capitalism*, 1924)²⁾と『制度経済

学』(*Institutional Economics*, 1934)³⁾のなかで、独自の「資本主義進化論」を展開している。コモンズの『制度経済学』に従えば、資本主義は「商人資本主義」(Merchant Capitalism)から始まり、次いで「経営者資本主義」(Employer Capitalism)、そして現在の「銀行家資本主義」(Banker Capitalism)へと至るものである。同時にコモンズは、「稀少性の時代」(Era of Scarcity)、「豊かさの時代」(Era of Abundance)、そして現代の「安定化の時代」(Era of Stabilization)に至っている、とも主張している。

コモンズは、歴史の発展段階を2つの面から捉えている。その一つは「産業の〔発展〕段階」(industrial stages)である。これは「科学技術と

1) コモンズの『資本主義の法律的基礎』と『制度経済学』の書評論文を著したウェズレー・C・ミッチェル (Wesley Clair Mitchell, 1874-1948) に従えば、コモンズの経済理論の類型 (Types) は、「進化論的経済学」(evolutionary economics)である。Mitchell, W. C., "Chapter XXI John R. Commons and the Economics of Group Action," in ed. by Joseph Dorfman, *Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, New York, Augustus M. Kelley, 1969, Vol.2, pp.701-736. ミッチェルの本稿については、拙稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズの集団行動の経済学—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第86巻, 第4号, 2016年, 11-29ページを参照されたい。

2) Commons, J. R., *Legal Foundations of Capitalism*, New York, The Macmillan Company, 1924 [新田隆信他訳『資本主義の法律的基礎』(上巻), コロナ社, 1964年]. 本書については、コモンズと同時代の制度派経済学者であるW・C・ミッチェルの書評論文, Mitchell, W. C., "Commons on the Legal Foundations of Capitalism," *American Economic Review*, Vol.14, No.2, 1924, pp.240-253がある。ミッチェルの本稿については、拙稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズ『資本主義の法律的基礎』をめぐって—」『経済集志』, 日

本大学経済学部, 第86巻, 第1号, 2016年, 1-17ページを参照されたい。

3) Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Madison, The University of Wisconsin Press, 1961 (original, The Macmillan Company, 1934) [中原隆幸訳『制度経済学—政治経済学におけるその位置』(上巻), ナカニシヤ出版, 2015年. なお現在、『中巻』が宇仁宏幸・高橋真悟訳として刊行準備中である]. 本書についてもミッチェルが書評論文を著している。Mitchell, W. C., "Commons on Institutional Economics," in *The Backward Art of Spending Money and Other Essays*, New York, Augustus M. Kelly, Inc., 1950, pp.313-341 (original, *American Economic Review*, Vol. 25, No.4, 1935, pp.635-652). ミッチェルの本稿については、拙稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズ『制度経済学』を中心に—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第85巻, 第1号, 2015年, 11-27ページを参照されたい。

所有権の変化」(p.766⁴⁾)に注目した段階説である。もう一つは「経済の〔発展〕段階」(economic stages)である。これは「制度の変化」(the changes in institutions)に基づくものである。

この2つの系列で示されたコモنزの「段階説」は、相互にどのような関連があるのか。本稿では、これを解き明かすことで、コモنزの進化論的経済学の特質を示したい。

周知のようにコモنز以前にも様々な「経済発展段階説」が提示されている。そのなかでもドイツ歴史学派が提示した段階説は著名である。A・G・グルーチャー(Allan G. Gruchy)も指摘しているように、コモنزには、ドイツ歴史学派のG・シュモラー(Gustav Schmoller)やカール・ビュッヒャー(Karl Bücher)らとの類似が見られる⁵⁾。

経済発展段階説は、ドイツ歴史学派の先駆者であるF・リスト(Friedrich List, 1789-1846)が提示した発展5段階説がつとに著名である。それは未開段階から始まり、牧畜段階、農業段階、農工段階、そして農工商段階という5段階説である。シュモラーの発展段階説は、家族経済、村落経済、都市経済、領邦経済、国民経済と発展し、世界経済に至るものであった。ビュッヒャーのそれは、封鎖的家内経済、都市経済、国民経済という段階を辿る⁶⁾。さらにはマルクス(Karl Marx)が弁証

法的唯物論に基づいて提示した発展段階説は、原始共産制から始まり、古代奴隷制、封建社会、資本主義社会、そして共産主義へと進むというものである。

一方、アメリカ制度派経済学の提唱者とも言われるT・ヴェブレン(Thorstein Bunde Veblen, 1852-1929)は、その著『有閑階級の理論』(*The Theory of the Leisure Class*, 1899)⁷⁾において「西欧文明の生活史」(the life history of western civilisaitoin)という観点から4段階の経済発展段階説を提示している。佐々木晃に従えばそれらは、「(1) 平和な原始的未開文化(primitive, savage culture)の段階(原始共同体時代)、(2) 初期の野蛮時代(barbarian age)である掠奪文化の段階(the predatory stages of culture)(奴隷制時代)、(3) 野蛮文化の比較的高い段階である半平

れる経済内部で消費される。(2) 都市経済の段階(顧客生産、直接交換の段階)この段階では、財貨は生産者から消費者へ直接渡される。(3) 国民経済の段階(卸売生産、財貨が流通する段階)この段階では、財貨は、通常、消費者の手に渡る前に、多くの手を経る。」Bücher, K., *Die Entstehung der Volkswirtschaft*, Tübingen, H. Laupp'sche Buchhandlung, 1922, s.91; translated by S. Morley Wickett, *Industrial Evolution*, New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1968, p.89. [権田保之助訳『増補改訂 国民経済の成立』, 栗田書店, 1942年, 96ページ.]

グルーチャーは、「コモنزが現代資本主義の進化の分析を展開する際に、ビュッヒャーの『産業の進化』(Bücher, Karl, *Industrial Evolution*, 1901)とゾンバルトの『現代資本主義』(Sombart, Werner, *Der moderne Kapitalismus*, 1928)から、かなりの着想を引き出した」と指摘している。Gruchy, A. G., *op. cit.*, p.190.

神代和欣によれば、「コモنزが、ここで『産業の発展の諸段階』と言うばあい、彼は工業制度の発展に関するビュッヒャーの五段階説を念頭においており、それをアメリカの分析に適応したのである」。神代和欣『アメリカ産業民主制の研究—金融資本成立期の労働問題—』東京大学出版会、1966年、336ページ。

⁷⁾ Veblen, T., *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study of Institutions*, Augustus M. Kelley, Bookseller, 1975 (original, 1899) [高哲男訳『有閑階級の理論 増補新訂版』講談社学術文庫, 講談社, 2015年].

⁴⁾ 本稿で断りなくページ数が記載されている場合、Commons, J. R., *Institutional Economics* のページ数を示している。また本稿で邦訳書のページ数を挙げているが、本稿での邦訳は、必ずしも邦訳書に従っている訳ではない。

⁵⁾ Gruchy, Allan G., *Modern Economic Thought: The American Contribution*, New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1967, pp.156-157. ここでグルーチャーは、コモنزと歴史学派を比較するが、その主旨はコモنزのプラグマティズムを強調する点にあり、それぞれの経済発展段階説を比較している訳ではない。

⁶⁾ ビュッヒャー(Karl Bücher)は、その著『国民経済の成立』(*Die Entstehung der Volkswirtschaft*, 1922)のなかで経済発展段階説を、次のように説明する。「(1) 閉鎖的家内経済の段階(もっぱら自分自身のための生産、交換の欠如)この段階では、財貨はそれが生産さ

和的身分の段階 (the quasi-peaceable stage of status) (封建時代), (4) 現代の平和な金銭的文化の段階 (the pecuniary stages of culture) (資本主義時代)⁸⁾ である。またコモンズと同時代の代表的制度派経済学者であるミッチェルは、資本主義の発生過程を「貨幣経済」(money economy)の進展として捉え、10世紀のイギリスから現代のアメリカ資本主義に至るまでの展開を描いている⁹⁾。

ヴェブレンが原始未開社会の段階から議論を始めるのとは異なり、コモンズもミッチェルも封建体制のなかからどのようにして資本主義が成立したのかを探求する。

コモンズが体系的に資本主義の歴史的進化過程を論じたのは、『資本主義の法律的基礎』の後半部分である。ここでコモンズは、10世紀のイン

グランドで征服王ウィリアム (William the Conqueror I, 1027-1087) のもとで封建制度が成立する過程から、説き起こしている。コモンズの関心は、中世封建制度のなかからどのようにして「財産権」、さらには「無形財産」という考え方が生まれてきたのかを探求することであった¹⁰⁾。と

¹⁰⁾ S・パールマン (Selig Perlman) は、コモンズについて次のように述べる。「教義に捕らわれない知性と運動の奮闘の間には、実り多い相互作用が同じようなパターンを示している。コモンズは、こうしたパターンを過去の歴史に当てはめた。コモンズは、このようにして人々の関心を引き付ける理論を構築するに至った。このようなコモンズの理論とは、集団の慣習 (group custom) とコモン・ローの相互関係をはじめとして、新たな社会階級の登場、およびそうしたものを承認させる闘争についてのものであった。コモンズの『資本主義の法律的基礎』のなかでコモンズは、『地代交渉』("rent bargain")をめぐると闘争においてどのようにして貴族 (barons) がイングランドの王を、全国津々浦々までの所有者から地租 (land tax) の受取人の地位へと引きずり下ろしたかを示した。しかもこの地租は、貴族の代表者たちと王の代理人との団体交渉によって決められた。同様にしてイングランドの商人は、定期市で開催された簡易裁判所〔かつてのイングランドにおいて定期市 (fair) や市場で開かれたもので、行商人と地元の商人の間の紛糾などを裁いた裁判所である。"Court of Dusty Feet," "Court of Piepoudre(s)" と呼ばれる〕への参加を通じて、自分たち仲間内での慣習を裁判長に押し付け始めた。というのも裁判長は、自分が知らない空白の領域をこのようにして〔商人たちによって〕満たされることを進んで受け入れたからであった。こうしたさほど印象に残らないような発端から、数世紀に渡って少しずつ裁判官たちに浸透していくという過程を通じて、〔裁判官たちは〕イングランドの繁栄 (the Commonwealth of England) にとって商人の重要性が増していくのをだんだんと理解して行った。しかもそのような商人階級は状況が変わるごとにそれに適合するような慣習を絶えず作り出していた。こうしたことを通じて商人たちの慣習は、商法 (law merchant) となり、そしてついにはその商法はコモン・ローに組み込まれるに至った。このような重大な帰結をもたらしたものは何かと言えば、商人階級による努めてやまないごり押しであった。裁判官は、教義に捕らわれない知識人であったので、身分が低い人たちの押し付けを吸い上げるのに躊躇しなかった。その結果、こうした商慣習が裁判所の篩に掛けられ、却下された商慣習もあれば、受理された商慣習もあった。受理された商慣習は、法が変

⁸⁾ 佐々木晃『経済学の方法論—ヴェブレンとマルクス—』東洋経済新報社、1967年、136ページ。また、佐々野謙治は、ヴェブレンの製作本能 (the instinct of workmanship) とその自己汚染形態である収奪本能 (略奪本能) との発現として、より細分化した発展段階を一覧表にして示している。佐々野謙治『アメリカ制度学派研究序説—ヴェブレンとミッチェル、コモンズ—』創言社、1982年、157ページ。

⁹⁾ Mitchell, W. C., "Money Economy and Modern Civilization (paper read before the Cross-Roads Club of Stanford, May 6, 1910)," ed. by Malcolm Rutherford, *History of Political Economy*, Vol., 28, No.3, 1996, pp.329-357. 拙稿「W. C. ミッチェルの貨幣経済—その進化論的手法について—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第71巻, 第4号, 2002年, 217-235ページ。ミッチェルは、中世イングランドの荘園経済の歴史的变化を追跡し、この経済システムが物々交換から、貨幣を媒介とする交換経済へと推移した過程を描き出す。すなわち、金銭に基づいて組織されていない荘園経済が、「次第に金銭に基づく経路にそって再組織化されていく過程」(Mitchell, *op. cit.*, p.333) を描き出す。地代や賦役は貨幣地代へと変化した。こうして領主は荘園を利潤獲得型に変質させて行った。王は、軍役免除金や租税を貨幣で受け取るようになった。16世紀の価格革命は、公正価格から市場価格へと価格体系を変えた。このようにして貨幣が日常生活に入り込むことによって、貨幣に基づく数量的思考習慣が浸透し、「経済合理性」に基づく思考と行動の習慣が社会に強要されるようになった。

いうのもコモンズは、ヴェブレンと同様に現代資本主義の中核が「無形資本」である、と認識したからである¹¹⁾。しかし既存の経済学は、これを把握するのに失敗しているため、現代資本主義の本質的解明がなされていない、とコモンズは考えた¹²⁾。そこでコモンズは、「無形資本」の基礎となる「無形財産」という考え方が歴史的にどのようにして産みだされ、現代に至っているのかを探究した。コモンズは、中世イングランドにおける「地代交渉」、「価格交渉」の過程を追跡し、コモン・ロー裁判所の判決の積み重ねを通じ、物的概念としての土地や商品に対する財産権の成立過程を描きだした。そして「無形財産」が「エクィティ」(equity)として認識され、確立されていく過程を明らかにした。コモンズに従えば、これは商取引をめぐる利害の衝突に対して商慣習を基礎にしたコモン・ロー裁判所の判決の積み重ねの過程であった。裁判所は、「適正価値の原理」(principles of reasonable value)に基づき、判決を下してきた。商慣習の変化に応じて、「適正価値」も変化してきていることを明らかにする。

このようにコモンズは『資本主義の法的基礎』

更される形式の観点から受理可能と見做された。知力を伴う手続きが採用され、財産の意味が単なる『物的』財産から『無体』(“incorporeal”)財産、そして『無形』(“intangible”)財産へと拡張された。」Perlman, S., “John Rogers Commons 1862-1945,” in Commons, J. R., *The Economics of Collective Action*, New York, The Macmillan Company, 1950, pp.3-4 [春日井薫, 春日井敬訳『集団行動の経済学』, 文雅堂書店, 1958年4-5ページ]。パールマンの本稿は、コモンズの追悼文として、*The American Economic Review*, Vol.35, No.4, 1945, pp.782-786に掲載されたものである。

11) コモンズのヴェブレン論については、拙稿「J. R. コモンズの T. ヴェブレン論—その無形資産と『のれん』を中心に—」『経済論叢』, 京都大学経済学研究会, 第187巻, 第1号, 2013年, 17-34ページ, を参照されたい。

12) グルーチーによれば、「ヴェブレンの場合と同じように、コモンズは当時の伝統的経済理論が提供していた分析に疑いを抱くようになった」。Gruchy, A. G., *op. cit.*, p.135.

で資本主義の形成過程を描きだした¹³⁾。『制度経済学』においては、「産業の発展段階説」と「経済の発展段階説」を提示している¹⁴⁾。以下本稿では、資本主義の発展をめぐるコモンズが提示した2つの段階説に議論を絞り込む。コモンズの所説を追っていかう。

II 産業発展の3つの段階—商人資本主義, 経営者資本主義, 銀行家資本主義

コモンズは、『制度経済学』において、資本主義の発展段階を2つの側面から識別する。その1つは「産業の発展段階」であり、もう1つが「経済の発展段階」である。とは言え、「産業の発展段階」と「経済の発展段階」は分離できないし、時間の経過と共にこの二つの区分は重なる。

コモンズに従えば、産業の発展段階を通じて、「科学技術」(Technology)が変化し発達してきた。産業の発展段階の過程は、「商人資本主義」(Merchant Capitalism), 「経営者資本主義」(Employer Capitalism), そして現在の「銀行家

13) ミッチェルによれば、「コモンズ教授が『資本主義の法的基礎』の中で明らかにしたのは、次のことであった。すなわち、どのようにしてイギリスで裁判官が旧来の封建領主の権力を発生期にある私有財産権に適合するように徐々に造り直して行ったのか。どのようにして君主の大権と並んで慣習法が個人の間接を規制するように作り上げたのか。どのようにして支払いの約束や良い評判である暖簾 (good will) や、順調に行っている商売である継続事業体 (going concerns) が財産権であると合法化したのか、ということであった。首席裁判官のマンズフィールド (Chief Justice Mansfield) によって重商主義の法律が大きく発展したのは、18世紀の中ごろであった」。Mitchell, W. C., *Business Cycles: The Problem and Its Setting*, New York, National Bureau of Economic Research, 1927, p.71 [春日井薫訳『景気循環 I—問題とその設定』, 文雅堂書店, 1961年, 99-100ページ]。

14) Commons, J. R., “Marchant Capitalism, Employer Capitalism, Banker Capitalism — The Industrial Stages” and “Scarcity, Abundance, Stabilization — the Economic Stages,” in *Institutional Economics*, pp.763-773, & 773-788.

資本主義」(Banker Capitalism)の3段階の進化を遂げてきた(p.766)¹⁵⁾。商人資本主義は、市場が拡大したことから生じた。経営者資本主義は、科学技術の進展から起きた。銀行家資本主義は信用制度が普及したことで生まれた。コモンズの関心は、現在の「銀行家資本主義」にある¹⁶⁾。

一方、「経済の発展段階」は「制度の変化」(the changes in institutions)である。そこには3つの段階が識別される。「稀少性の時代」(era of scarcity)、その次が「豊かさの時代」(era of abundance)、そして現在の「安定化の時代」(era of stabilization)である¹⁷⁾。

コモンズは、封建制度のなかから資本主義がどのように進化してきたかを問う。資本主義を歴史的に捉えると「商人資本主義」、「経営者資本主義」、そして「銀行家資本主義」という3段階の進化を遂げてきた。コモンズは、アメリカの典型的な事例が製靴産業であるとし¹⁸⁾、「これら3つの段階の

進化を、生産技術と所有権の変化で説明する」(p.766)¹⁹⁾。コモンズの議論を追って行こう。

1 商人資本主義

コモンズの「商人資本主義」は、重商主義の時代と重なる(p.774)。コモンズの素描を見ていこう。

農業段階の初期では、靴職人は地方を回る熟練した職工であった。靴職人は、自分の道具を持って農家を訪ね回った。顧客である農家は、資本の所有者であり、靴職人への労賃として食事や宿泊が提供され、それに貨幣が支払われることもあった。

町が出現する段階になると、顧客が靴職人の所へ出掛けてくるようになった。靴職人は、原材料をはじめとして道具や仕事場を所持していた。顧客は靴を注文し、靴職人は仕事に着手する前に、品質と価格の交渉をした。この段階は、「顧客－注文」(customer-order)の段階である。この靴職人は、所有者の機能をはじめとして、商人や雇主、それに渡り職人や熟練工という機能を兼ね備えていた。この段階は、親方と使用人からなる職業ギルド(craft-guild)という産業段階である。靴職人が請願して、特許状が下賜された。そこには特権と義務が明記されていた²⁰⁾。

15) コモンズの「3段階説」を馴染みある用語を用いれば、「商業資本主義」、「産業資本主義」、「銀行資本主義」に相当するともいえよう。しかしコモンズは、それぞれの発展段階の「主役」を問題にする。このため本稿では、コモンズの用語法に従った訳語を用いている。

16) Gruchy, A. G., "The Theory of Banker Capitalism," in *Modern Economic Thought* pp.189-199.

グルーチャーによれば、「コモンズにとって、主要な問題は、『銀行家資本主義』("banker capitalism")を『適正資本主義』("reasonable capitalism")に転換するという問題であった」。Ibid., p.151.

17) このようなコモンズの経済の発展段階説について、ケインズ(John Maynard Keynes)は、『説得論集』(*Essays in Persuasion*)で言及している。Keynes, J. M., *Essays in Persuasion*, in *The Collected Writing of John Maynard Keynes*, Vol.9, London, Macmillan, 1972, pp.304-305 [宮崎義一訳『説得論集』、『ケインズ全集 第9巻』, 東洋経済新報社, 1981年, 364-365ページ]。

柴田徳太郎「コモンズとケインズ、ミンスキーの景気循環論と段階説について」第19回進化経済学会大会(於:小樽商科大学, 2015年3月22日) http://www.jafee.org/conference/conference_files/Tokutaro%20Shibata.pdf, 6-9ページ。

18) 高橋真悟「J. R. コモンズの行政的アプローチ資

本主義社会における利害の調整方法一」, 第19回進化経済学会大会(於:小樽商科大学, 2015年3月22日), http://www.jafee.org/conference/conference_files/ShingoTakahashi.pdf, 1-8ページ。

19) コモンズは、2ページに渡る付表でこうした産業の発展段階を示している。この付表には、階級、所有権、組織の進化が記されている。Commons, J. R., *Institutional Economics*, pp.764-765.

20) 1648年、ボストンで「靴職人組合」(Corporation of Shoemakers)と「樽職人組合」(Corporation of Coopers)のギルドがあった。Ibid., p.767.

神代和欣によれば、「コモンズは、1648年のボストンにおける靴職ギルド(Company of Shoemakers)から、1895年の製靴工組合(Boot and Shoe Workers' Union)にいたるまでの2世紀半の製靴業の歴史を跡づけることによって、その工業発展の一定の段階、具体的には1820年代から30年代にかけて、はじめて近

その次の段階は、仕事場で小売も行う段階である。この段階で靴職人の機能は、生産者としての親方でもあり労働者でもある機能から、商人の機能が分離し始める。競争を排除するために商人の団体が組織される。しかもこの段階では「商人－親方」(merchant-master)へと変貌した親方は、商人の側面を示し、靴が売れない時には、低賃金で靴を作り、在庫の積み増しを行った。以前の「顧客－注文」段階では、仕事がなされる前に価格交渉(price-bargain)がなされたが、この段階では、仕事がなされた後で価格交渉が行われる。これが「投機市場」(speculative markets)の始まりである。商人の機能に重きが置かれていったのは、雇主の機能と被雇用者の機能を犠牲にしたからであった。

この「商人－親方」の機能は、水上運輸の発展²¹⁾により自由な市場が拡張して行く過程に対応していた。しかしこの段階で新たな問題が起こった。この段階で靴は、顧客－注文市場、小売市場、そして卸売－注文市場(wholesale-order market)という3つの競争的市場へ向けて製造されることになった。同じ靴でもそれぞれの市場で価格は異なった。靴の生産を担う「雇われ職人」(journeyman)が3つの市場向けに同じ仕事をしているにもかかわらず、「親方－職人」(master-workman)はその職人に、3種類の市場に応じた3種類の報酬を支払った。これに対し職人たちは、同じ仕事をしているのだから、より高い水準の賃金を要求した。かくして法廷闘争が勃発した。

代的な『労働組合』が発生したと主張する。彼は、その起源を説明するにあたって、ウェブのごとく、それを単に資本と労働の階級分化一般に求めることなく、ドイツ歴史学派、なかんづくカール・ビュッヒャーの『国民経済の成立』に関する段階論を援用して、独自の仮説を構成した。」神代和欣、前掲書、335ページ。

21) アメリカでは19世紀前半において、運河の建設が盛んに行われた。運河の建設費用は、州政府が債券を発行して調達した。1817年にはエリー運河、1827年にはオハイオ－エリー運河、1844年にはマイアミ－エリー運河、1848年にはイリノイ－ミシガン運河、1853年にはワバシー－エリー運河が開通した。

1794年から1806年にかけて雇われ職人の最初の労働組合が結成されたのは、同一労働に対して支払われる賃金が異なったためであった。熟練職人の組合は、最も高い賃金が支払われる「顧客－注文」市場の賃金水準を要求した。これに対し雇い主は、経営者団体(employer's association)を組織し、「小売市場」や「卸－注文」市場向けの低い賃金水準の支払いを主張し、職人の賃金切り下げを図った。裁判では、コモン・ローのルール(common-law rule)に基づき職人の団結に対し共謀罪で有罪が宣告された(p.768)。

商人資本主義の次なる段階は、「卸売－投機」(wholesale-speculative)の段階である(p.768)。この段階は、1835年以降であり、「商人－資本家」(Merchant-Capitalist)と「商業銀行」(Commercial Bank)が出現する。「商人－資本家」は、もはや「職工」(mechanic)ではないと言う点で、「親方－職人」とは異なる。製造技術は、「親方－職人」に託されていた。職人の親方は、小口の請け負いをし、小規模な作業場で職人や徒弟と共に働いて生産した。「商人－資本家」は、原材料と倉庫を所有し、原材料をこうした小規模な請負人に提供した。これは産業段階で言えば、「労働搾取工場の段階」(sweat-shop stage)である。かつての親方職人は、この搾取工場のボスになった。利益は、自分も含め職人たちを過重に働かせることからもたらされた。

商人－資本家に交渉上の優位があった。その優位は、市場が拡大して商人－資本家が多様な製造方法を選択できたからである。つまり靴を遠隔地で生産することもできれば、外国から輸入することもできたからであった。しかも「労働者に有罪判決を下すため政府と協定することもできる」(p.769)からであった。かつての「親方－職人」は、小口の請負人となり、資本は所有せず、「商人－資本家」に雇われ、搾取工場のボスになった。ここに商業銀行が産み出される。商業銀行が扱う「資本」は、「生産技術」ではなく、商取引向けの「ビジネス」資本("business" capital)であり、小

売業者相手に銀行が融資する短期信用である。コモンズは、「このため、商人－資本家の登場を、卸売が投機をする産業段階と命名しよう」(p.769)、と論じる。

商人－資本主義段階の時期を通じて、無政府主義思想 (the philosophy of Anarchism) が経済学のなかに変換された。これは、アメリカでは1850年以前に協同組合主義 (Associationism) として受け入れられていた。商人－資本家に代わるべきものとして、共同倉庫や原材料の共同購入、共同出荷が提案された。だが無政府主義思想が実行に移されると、その試みは失敗に終わった。とは言えこの期間を通じ、1842年にマサチューセッツ州の靴職人は、団結が共同謀議には当たらず合法であるとの判決を得ることが出来た²²⁾。こうした判決を経て、これまで共同謀議とされた協同団体 (association) は、合法的権利となった。

以上のようにコモンズは、商人資本主義段階を市場の拡大の観点から描き出している。

農業段階では、靴職人は顧客である農家を訪ね回っていた。それが町に住む靴職人のところへ顧客が訪れるようになった。ここまでの「顧客－注文」の段階であり、親方と使用者からなる職業ギルドの産業段階である。次いで仕事場で小売りも行う段階へと進む。この段階でこれまでの親方職人の機能は、「商人－親方」の機能へと変貌する。ここに投機市場の端緒が窺える。さらに水上運輸が発展し市場の拡大につれて市場は、「顧客－注文市場」、「小売市場」、そして「卸売－注文市場」へと3つに分離していった。さらには「卸売－投機」の段階へと至る。この段階で「商人－資本家」と「商業銀行」が登場する。かつての靴を製造していた「親方」は、今や「請負人」となり、「搾取工場」のボスとなった。

商人資本主義がどのようにして経営者資本主義となったのかについて、コモンズの描写を追って

行こう。

2 経営者資本主義

市場の拡大の次なる段階は、鉄道と電信によるものであった。この時期には、産業に機械装置が導入され始めた。その典型は、製靴産業であった。1860年代以前では、靴の製造は、職人の腕前に依存していた。しかし1857年に釘打ち機 (pegging-machine)、1862年にマッケイの靴底縫い付けマシン (Mckay sole-sewing machine) が登場した。市場が広がり、南北戦争 (1861-1865) により価格が高騰した。これを背景に「大規模な工場による生産方式が突如として出現した」(p.771)。労働者の組織である労働騎士団が結成された。零細な製造業者は、「仲買人」(middleman) に依存するようになった。「製造業者」 ("manufacturer") は、「手仕事をやる職人」から「労働者を雇う経営者」 ("employer") となった。労働者は、仕事道具を所有してもおらず、かつての「徒弟」から「雇われ者」になっていた。職人団体は、熟練職人からなる「職業別組合」 ("craft-unions") から、熟練・未熟練を問わない「産業別組合」 ("industrial unions") に変わっていった。製造業者は、低賃金維持を目論む経営者団体や、製品の高価格維持を目論む団体を組織した。

コモンズに従えば、共産主義思想の出現は、動力機械 (power machinery) の段階であった。19世紀末から20世紀の30年代にかけてコモンズは、紳士服産業でも商人資本主義から経営者資本主義へと変化して行くのを目撃した。労働搾取工場は、製造工場 (factory) へと姿を変え、請負人は職長 (foreman) へと変わった。商人資本主義の束縛を逃れようとした製造業者は、「産業の垂直統合」によって、最終消費市場と原材料の供給源を所有しようとした。「これを製靴産業のダグラス・カンパニー (Douglas Company) は1880年代に始めた。自社の小売店を開業し、顧客の良い評判 (customer's good-will) を築きあげることで、市

²²⁾ 経営者団体については、1821年に合法とする判決が下されている。

場を支配している仲買人の手をすり抜けて、製造業者が支配する市場に到達した」(p.771)。

製靴産業での次なる発展段階は、独自のものであった。製靴工場で使う製靴機械の所有権が、その工場の所有権と切り離されることになった。ユナイテッド製靴機械会社(The United Shoe Machinery Company)は、自社で製造する製靴機械を製靴業者にリースした。そして製靴機械の補修人員を維持し機械のメンテナンスを行い、製靴工場の労働者には機械の操作の仕方を教えていた。これは、熟練職人が素人に自分の技術を教えることを拒むことが当時では通例であったことからみれば、極めて異例の事態であった。このリース制度のお蔭で、大きな資力がない製造業者たちも、こうした機械を手に入れることができた。かくして裁判所も、この製靴機械会社のやり方を適法と認定するに至った。

コモンズは巧みな事例研究の手法を使って、商人資本主義から経営者資本主義への移行の過程を描き出している²³⁾。経営者資本主義にあつては、企業間競争が激しくなっていた。このため企業統合の段階が迫っていた。コモンズの描写を追って行こう。

3 銀行家資本主義

コモンズによれば、企業統合は「各州が制定した設立許可証に基づく持ち株会社と言う仕組みで始まった」(p.772)。しかし企業統合は、独占と見做され連邦最高裁判所の出番となった。争議の判決が判例となり法律を作るというコモン・ローのやり方に基づき、解散させられる場合もあれば、そうでない場合もあった。最高裁判所は、慣行を追認する場合もあれば、しない場合もあった。そうしたなか、「製造工場を統合したり合併したりすることが、銀行家資本主義という産業発展段階

をもたらした」(p.773)。

「19世紀を通じて、商人資本主義と経営者資本主義の時代であった。この間、商業銀行家は、短期信用を用いる典型的な銀行家であった。20世紀では、銀行シンジケートや投資銀行は、商業銀行と手を組むのが通常であり、……、その主要な業務は、産業界の整理統合をはじめとして、外国証券や国内証券を一般に販売したり、企業の重役会を支配したりすることになった」(p.773)。一般投資家は、銀行家の指導の下に組み入れられ、銀行家の勤めに従って投資を行った。とは言え「1932年のように銀行家が自分たちの能力の限界に至ると、政府は自ら巨大な再建金融会社を組織し、銀行家を負債(liability)から解放する。そうこうする間に中央銀行は銀行家に支配されてしまい、新しい重要な役割に应じる。つまり銀行家資本主義が産業と国家を支配するに至る」(p.773)のであった。

コモンズは、こうした銀行家資本主義が現代のアメリカの状況である、との結論に至る。

III 経済の発展段階説

—稀少性の時代、豊かさの時代、安定化の時代

1 「物理的支配」から「法の支配」へ

コモンズは、現代のアメリカ資本主義が、「銀行家資本主義」という産業の発展段階であり、経済の発展段階としては「安定化の時代」である、と認識する。では「安定化の時代」とはどのような時代なのか。コモンズの所説を追って行こう。

先の「II」で述べたようにコモンズに従えば、産業の発展段階は、市場の拡大と生産技術の変化から引き起こされた。これを歴史的視点からみれば、3つの発展段階に区別できた。一方、「経済の発展段階は、制度の変化である」(p.766)。最初は、産業革命に先立つ「稀少性の時代」であった。次は「豊かさの時代」である。産業革命の進行に伴い、100年以上に渡って供給の過剰と不足が繰り返されてきた。そして3番目は現代の「安

²³⁾ グルーチーによれば、コモンズはR・T・イリー(Richard T. Ely)の“look-and-see”と呼ばれる研究手法を取り入れ、“case” method”という新しい分析技法を作り上げた。Gruchy, A. G., *op. cit.*, p.143.

定化の時代」である。これは資本家と労働者が協定しそれに基づいた行動がとられた結果、競争条件（competitive conditions）が均一化され、労使が共存共栄の方針をとった。こうしたことから、安定化の時代が20世紀のアメリカで始まった。コモンズは、経済の3段階の発展過程を「公開市場」の成立とその変化として描く。「稀少性の時代」で公開市場がどのようにして生まれ、「豊かさの時代」で原則とされた競争が何をもちたらし、競争がどのように回避され「安定化の時代」に至ったのかを、コモン・ロー裁判所の判決の積み重ねに基づく制度の進化過程として、コモンズは解き明かす。

資本主義の段階を3つの時代に区分する原理は、「物理的支配」（physical control）と「法の支配」（legal control）に基づいている。「物理的支配とは工学に属する事柄のことである。法の支配とは、権利（rights）をはじめとして義務（duties）、自由（liberty）、そして無保護（exposure）のことである²⁴⁾。これら4つは、社会が個人に課すものであり、こうした社会は、効率性や稀少性、慣習、それに主権（sovereignty）という物理的強制力を備えている既存の環境のもとに存在している」（pp.773-774）。

稀少性の時代、取り分け戦争の時期ともなれば、社会は生産要素である労働と産出の割り当てを行う。物理的強制が大きくなり、個人の自由は最小となる。豊かさの時代では、個人の自由は最大となり、統治機構の支配は最小となる。安定化の時代では、新たな制限が個人の自由^にに課される。アメリカでは、株式会社、労働組合、業界団体などの各種団体が協調行動をとるようになる。

稀少性の時代では、財を法的に支配することと、物理的に支配することとは、切り離されていなかった。慣習も慣習法も物理的譲渡を法に基づく譲渡と理解していた。豊かさの時代と安定化の時代では、物理的譲渡と法に基づく譲渡は、ビジネスマンや金融業者の手で切り離されてしまった。

2 稀少性の時代：公開市場

コモンズは、封建時代の中から生じた「交渉する」という近代的慣習が出現してくるところから描写を始める²⁵⁾。これは17-18世紀の重商主義の時代に対応し、先に「商人資本主義」とした時代である。生産は小規模生産であり、生産技術はそれほど発達しておらず、仲買人が小売をも兼ねていた。商品の譲渡は、所有権の移転であり、商品と一緒に市場へ移された。この時代、市場は通常、特別な独占を可能とする特許状に基づいて組織されていた。この特別な独占を認める特許状は「リバティー」（liberty）と呼ばれ、市井の大物や教会の有力者に授与された。特許状の授与者には、市を開催する権限が授与され、市の参加者に保護を提供する報酬として料金を徴収する特権が与えられた。市は次第にコモン・ロー裁判所が制定した法規によって治められた。コモン・ロー裁判所は、市場自らが作った法規に従うことになっていった。その原則は「開かれた市場」（“markt overt”）であり、大衆が無料で対等に売買できる、というものであった。これは現代の「公開市場」である。ここでの原則は、「公開」（publicity）、「平等」（equality）、そして「自由」（liberty）であった。この3つの原則は、あらゆる市場に拡張された。この3つの原則は、自然に備わったものではなく、その時代の善悪が混在した慣習から作りだされた。しかし重農主義者や古典派経済学者たちは、これらの原則を神の摂理ないし自然秩序として捉えた。

24) ここで「自由」と訳出した“liberty”は、「勅許」や「判例」に基づく「自由」という意味である。次の「無保護」として訳出した“exposures”は、「放置」や「危険状態」とも訳出されており、法の保護を積極的に受けない状況であり、このために将来の時点で何らかの損失可能状態に置かれていることを意味する。これには昨今、金融や資産管理で使用されている“exposure”よりも広い意味がある。

25) コモンズは、『資本主義の法律的基礎』の後半部分で、この過程を描いている。

「公開市場」を開設する権利を授与された者は、度量衡の基準と検量官 (weigh-master) を定めた。そして特別な裁判所を開く権利が与えられた。これが「歳市裁判所」や「泥足裁判所」(pie poudre courts) である。争議に素早く判決を下し、契約の履行を順守させた。これは領主である保護者の義務であり、財産の物理的移転に関する市場に対する義務であった。必要とされたのは、所有権の譲渡についての法規を作り、法に基づいて市場での買い手と売り手を取り締まることであった²⁶⁾。

このようにして法規ができ、法に基づく「商品の譲渡可能性」(the Negotiability of Commodities) が確立され始めた。ここでの法の支配は、自由で平等でしかも公開されている市場を開設するために必要とされた。この譲渡可能性の対象が物理的財貨から無形財産までも含むようになり、「物理的支配」から「法の支配」へと拡張されていく過程を、コモンズは描き出す。

稀少性の初期の時代では、一人で小売できる量を上回る商品を売買するのは、買占めて価格を釣り上げる為と看做され、慣習法は自由と平等と言う観点からこれを違反行為とした。これでは卸売業が禁止されたも同然であった。ようやく1772年にイングランドで卸売市場が認められ、これが完全に開放されたのは1844年であった。豊かな時代では、財貨は大量に売買され、遠隔地間でも迅速に輸送された。これがどのようにして可能となったのかをコモンズは慣習法の展開として追及する。

1772年以降の卸売市場の到来は、「譲渡可能性」の意味が財貨を「物理的に支配している」ことから「法の支配」を引き出すことに貢献した。というのも売り手は「法の支配」に基づき、商品見本と明細書さえあれば、「譲渡」できるようになったからである。つまり売り手と買い手が望む「将

来時点」で効力を発揮するように法に基づく支配権の譲渡ができるようになったのである (p.777)。

法に基づく譲渡 (legal transfer) とは、財産の処分権を支配する法的権利である。これは、物理的に財貨を引き渡すことと区別される。そしてここで言う商品の価格とは、特定の時間と場所で当該商品を物理的に引き渡すという強制力を伴う保証を意味する²⁷⁾。

コモン・ローが禁じたのは、買占めや高値での販売や独占という「取引を制限」するものすべてであった。これは公共の福祉に反するとされた。コモン・ローは、稀少性の時代を通じ、18世紀の中葉に至る段階で確立されていった。コモン・ローは、判決の積み重ねを通じてビジネスでの悪習を取り除き、望ましい慣習に効力を授与していった。その基本原理は、自由で平等な公開された市場である。18世紀には政府が治安を維持できたし、この時期になされた発明は、豊かさの時代の先触れとなった。自由市場には4つの特性が保持されてきた。それらは「度量衡の統一基準、譲渡可能性、参入可能性、そして公開性」(p.778) であった²⁸⁾。

コモンズは、稀少性の時代、取り分け18世紀の中葉に至る段階でコモン・ローが確立され、法による支配が出来てきたことを、明らかにした。

3 豊かさの時代：競争

コモンズによれば、豊かさの時代の特徴は競争である。現代の豊かさをもたらしたのは、上述の4つの特性とは反対の害悪であった。それらは、破壊的な競争をはじめとして、公正を欠いた競争、食うか食われるかという激烈な競争であった。こ

²⁶⁾ こうしたイングランドの慣習法を概説したものが E・コーク (Sir Edward Coke, 1552-1634) の『イギリス法提要』(Institutes of the Laws of England, 4vols., 1628-1644) である。

²⁷⁾ コモンズは、古典派経済学者たちがこうした区別を経済理論に組み込めなかった、と主張する。古典派経済学者が論じた労働価値説の理論は、「市場が公開されている」という理論であった。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.778.

²⁸⁾ これに続いてコモンズは、「こうしたものこそが、無形財産と現在呼ぶことができるものを作り上げる」と主張する。Ibid., p.778.

うした競争状態は、17世紀の初頭には裁判沙汰となっていた。「それは取引を『適正に』制限する膨大な項目一覧に裏付けを与え、認可するように求める裁判であった」(p.779)。それらは、暖簾、商号、商標であり、取引を適正に制限した。しかし19世紀から20世紀を通じ、商品の過剰供給が周期的に起きた。不況期には値引き競争が行われた。弱い業者は排除され、企業の合併や吸収が行われ、大規模な企業結合が起きた。このような行動は、値引き競争や価格競争を阻止するためであった。しかしこうした状況は、「開かれた市場」というコモン・ローの精神との衝突を呼び起こした。かくして19世紀末に独占禁止法が登場するに至った。しかし独占禁止法は、輸送業、製造業、労働組合、それに銀行業には有効に働かないことが判明した。これらの分野では、競争よりも安定化が志向された²⁹⁾。

4 安定化の時代：差別

コモンズは「安定化」(stabilization)を、競争を回避する「差別」(discrimination)から説き始める。この差別は公開市場の原則に反する。しかし裁判所は、「差別」を「good-will」という無形資産として認めるようになり、現代社会ではこのもとの「共存共栄」が図られ、「安定化という慣習」がもたらされている、とコモンズは論じる。コモンズの議論を追ってこう。

コモンズに従えば、運輸業、製造業、労働組合、そして銀行業の4つの分野で、安定化の原則は救済策として進められた。この安定化の実施は「差別」とも呼ばれるものであった。

稀少性の時代を通じ、開かれた市場を統治する「法の支配」が進展していった。売り手と買い手は市場を支配する保護の下に集まった。これが公開市場の発端であった。しかしこれとは異なる部

類の売り手が存在した。そのような売り手は、自分の「生産物」を市場に持ち込むことはなく、顧客が売り手の場所へ来ると、誰彼問わずサービスを遂行した。

稀少性の初期の時代、初期のコモン・ローには、3つの義務(duty)が当然のこととされた。それらは、「(1) 誰が来店してもその人にサービスを提供する義務、(2) 適正な価格で提供する義務、(3) 損害に対して責任を取る義務」(p.781)であった。この規定が適用される職種には、外科医や仕立屋等々の職種一覧表があった。こうした職種は全てが「皆を相手にする職種」(common occupations)であり、営業免許という許可証に基づいて営業される「リバティー」(liberties)という独占であった。こうした仕事は、稀少性の原理と公共性の原理に基づいていた。これは稀少性と慣習に基づく2つの異なる機能の解釈である。

稀少性の時代では、労働者は多数存在していたので、労働の供給過剰があった。このため労働側では、競争が存在していた。豊富の時代でも競争は継続された。しかし現代に近づく、安定化の時代となり、労働組合をはじめとして、各種の業界団体、株式会社、シンジケートが組織され、協調的な手法が取り入れられてきた。こうした団体は、「構成員に対して自由の利益を促進するためには個人の自由を制限する」(p.782)ようになった。安定化の原理は、豊かさをめぐる取引原理として「割り当て取引」に類するものとなった。

公共サービスを提供する仕事では、特別に委託された権限に基づき、法律面だけでなく経済面でも独占となった。経済面での独占は通常、私有財産に基づいており、独占の公共サービス事業は地域独占でもある。ここでは新規参入は制限される。

稀少性の時代で独占が認められていた製造業などの営利事業では、豊かさの時代になると生産物と生産設備が供給過剰となった。法は、これらの業種(occupations)を民間事業として明確に認識した。それゆえに稀少性の時代の市場の原則である自由と平等、公開性、そして競争に服してい

²⁹⁾ これに加えコモンズは、「最近の重要な動きは、貨幣や信用に基づく購買力を安定化させる動向である」とし、「この転換点は、アメリカでは1914年に設立された連邦準備銀行である」と論じている。Ibid., p.780.

れば、法はこれを「善し」とした。

「差別」が倫理に適っており、しかも合法であるとする考え方は、安定化の時代に生み出された。現代のビジネスマンが重要と考えるのは、競争条件を等しくすることであり、これは安定化によってのみ達成可能である。稀少性の時代の「差別」とは、「法外な掛け値」の強要であり、コモン・ローはこれを取り締まった。コモン・ローは、「値引き」が問題であるとは看做さなかった。しかし1897年のシカゴ・ノースウェスタン鉄道の問題となった「差別」は、特定利用客に対する運賃の値引きであった。ネブラスカ州最高裁判所はこの料金を不当とは看做さなかった。しかし1901年の連邦最高裁判所は、コモン・ローが意味する内容を拡張し、「差別」を「不当な価格の強要(extortion)」と「差別待遇」とに区別し、差別待遇を不正とした。価格の絶対水準の高低が問題とされたのではなく、相手によって価格を引き下げることが不当とされたのであった。

こうした事件の判決の経過をめぐりコモンズは次のように述べる。

「差別待遇が意味する内容は変化しており、既に巷に広がっており合法とされていた。だがこのような訳で連邦最高裁判所は、それに15年ほどの遅れをとってしまった。だからこのことは、慣習には遅滞というラグ(lag)があると総じて理解される。…コモン・ローのラグは、全ての産業に同様に当てはまるのであり、当然『皆を相手にする職種』と称される産業ならば、どの産業でも全て当てはまりうる」(p.787)。

こうした裁判所の考え方は、「皆を相手にする職種」とされる鉄道・運輸だけでなく、穀物貯蔵倉庫業者にも当てはめられた。そこでは独占が問題とされたのではなく、顧客が不利益を被ったか否かが問われた。

コモンズに従えば、差別待遇と不当な価格強要

との区別がなされるのは、安定化の時代の到来とともに始まった。豊かさの時代では、誰でも代替手段が利用できるので、差別待遇は不正(evil)ではないとされた。「安定化の時代では、協調行動が取られ、共存共栄が方針とされ、利幅が小さくなる。このため差別待遇は大きな問題となる」(pp.787-788)。というのも安定化とは代替手段の欠如を意味するので、安定化の時代に公正かつ適正な価値と価格が定着すると同じくらいに、ある意味で差別待遇と不当な価格の強要も定着することを意味していたからである。

しかし経済条件の変化に、裁判所の倫理的判断が追いつくまで、コモン・ローにラグが存在する。コモンズに従えば、現在の「安定化の時代で最も重要な事実、将来志向と利幅減少の原則」(p.788)である。現代のビジネスは、大量の資本を借り入れて遂行されている。このため、ビジネスを継続することで、負債支払い能力を将来にわたって維持しなければならない。それゆえにビジネスは、「継続体」である「ゴーイング・コンサーン」(going concern)となり、暖簾とも言われる「グッド・ウィル」(good-will)の構築と保持がその方法となる。このグッド・ウィルは無形資産である。そこでは「共存共栄」が、ゴーイング・コンサーンにとって将来を保証する最も重要な政策となる。これが安定化という慣習(the Custom of Stabilization)をもたらし、紛争の判決はこの慣習に従うように下される。ビジネスにとって好ましい機会は限られており、利幅も薄いので、稀少性の原理に基礎を置くグッド・ウィルがコモン・ロー裁判所を通じて構築される。こうなるとビジネスは、自分の現行の「顧客」と「取り分」とを維持しようとする。これが「現代のビジネス倫理の一端」(p.788)となる。この倫理に従えば、価格の引き下げは、顧客の利益とはならないと考えられる。

コモンズはこれまでの議論を、マルクスと比較して次のようにまとめる。

「稀少性、豊かさ、安定化についての歴史に沿った分析は、カール・マルクスの弁証法といくらか似ている。…マルクスの弁証法は、生産技術 (technology) に基づく唯物論的解釈であった。…われわれの見解は、…稀少性から豊かさの時代、そして現代の体制へと至る経済進化である。素朴な稀少性の時代では、共産主義と重商主義を説明し、続く豊かさの時代では個人主義を説明し、現代については豊かさと稀少性を取って代わる規制で成り立つ多くの枠組みを説明している。これは、…、集団行動に従属することである。マルクスの共産主義は、予め運命づけられていた。しかし現代の安定化は、共産主義かもしれないし、ファシズムかもしれないし、銀行家資本主義かもしれない。しかしそのいずれの協調行動も、衝突と不安定性から秩序をもたらそうとするものである」(p.788)³⁰⁾。

以上のコモンズの議論を踏まえ、コモンズの「産業の発展段階」と「経済発展段階」とについて、章を改めて再検討してみよう。

IV 進化論的経済学としての コモンズの発展段階説

これまで『制度経済学』のなかで展開された資本主義の「発展段階」をめぐるコモンズの所説を追ってきた。コモンズはこれを、「産業の発展段階」と「経済の発展段階」という2つの系列として区別し、議論してきた。コモンズも認めるように、この2つの系列は分離できるものでもなく、時間の経過と共に重なり合うものである。

コモンズは「産業の発展段階」では、「科学技術と所有権の変化」(p.766)に注目している。「商

人資本主義」は、重商主義の時代と重なり、市場が拡大したことから生じた。「経営者資本主義」は、科学技術の進展から引き起こされた。そして現在の「銀行家資本主義」は、信用制度に資本主義が依拠することから生じた。

一方、コモンズが「経済の発展段階」で問題としたのは、「制度の変化」(p.766)であった。コモンズは、産業革命に先立つ「稀少性の時代」から説き始め、「特許状」に基づく「歳市」開催権を論じた。売り手と買い手は、市場開催者の保護の下に集まった。開催者は市場を統治し、ここに「法の支配」が進展していった。「市場の公開性」が求められ、「公開」(publicity)、「平等」(equality)、「自由」(liberty)が原則となった。この過程で「商品の譲渡可能性」が確立していった。これはコモン・ローの確立過程でもあり、財産権をめぐる、物的財貨の所有権から、無形財産の所有権へと至る「法の支配」が拡張されて行く道を開くものであった。

次に来るのは産業革命によって実現された「豊かさの時代」であった。この時代の特徴は「競争」である。産業革命の進行に伴って100年余りに渡って供給の過剰と不足が繰り返されてきた。不況期には、過剰な競争を回避する手段が取られた。だがそれは、コモン・ローが謳う「競争」の精神に反するものであった。そこで「独占禁止法」が登場した。しかし独占禁止法が有効に働かない分野があった。輸送業、製造業、労働組合、それに銀行業である。この分野では、競争よりも安定化が志向された、とコモンズは主張する。

コモンズに従えば、初期のコモン・ローでは競争が免除される職種には3つの義務が課された。それらは (1) 来店者に差別なくサービスを提供する義務、(2) 適正な価格の義務、そして (3) 損害に対しての責任の義務であった (p.781)。これらの職種は「皆を相手にする職種」であり、営業免許という許可証に基づいて営まれていた。これは「リバティー」(liberties) という独占であった。これは「稀少性の原理」と「公共性の原理」に基

³⁰⁾ コモンズの体制選択の問題は、本書の最終章である「第11章 共産主義、ファシズム、資本主義」(Commons, J. R., *Institutional Economics*, pp.876-903) で議論されている。

づいていた。豊かさの時代では競争が広がった。この時代のコモン・ローは、稀少性の時代の市場の原則である自由をはじめとして平等、公開性、そして競争に服すれば、これを「善し」とした。しかしこれらの業種は、競争を回避し安定化を志向して、業界団体、株式会社、シンジケートが組織され、協調的手法を取り入れた。これは「差別」とされた。「差別」が社会倫理に適ったものであり、合法であるという考え方は、安定化の時代に生み出される。その原理は、「割り当て取引」となる。この典型が、地域独占をなす公共サービス事業である。

コモنزは「差別」に対する考え方が、時代の経過と共に変化してきたことを示す。稀少性の時代における「差別」とは、不当な高値の強要であった。値引きは問題とされなかった。しかし豊かさの時代で「差別」が問われたのは、鉄道運賃が特定の顧客に対して「値引き」されていることであった。豊かさの時代では、不当な価格に対して代替手段が利用可能であるため、この手の「差別」は問題にならなかった。コモنزに従えば、「差別待遇」と「不当な価格強要」との区別がなされるのは、安定化の時代の到来と共に始まった。「安定化の時代では、協調行動が取られ、共存共栄が方針とされ、利幅は小さくなる」(pp.787-788)。安定化の時代では、公正かつ適正な価格が定着する。このことは同時に「差別待遇」とそれが提示する「価格の強要」が定着することを意味する。かくしてコモン・ロー裁判所はどのように対応すべきかが問われることとなった。だが現代の商慣習に基づく新しい「現代のビジネス倫理」に、コモン・ロー裁判所の倫理判断が追いつくまでには「ラグ」が存在している。これがアメリカの資本主義が「安定化の時代」に到達したことでコモنزに課された問題である。

コモنزに従えば、現在の「安定化の時代でも重要な事実、将来志向と利益幅の減少の原則」(p.788)である。現代のビジネスは、大量の資本借入れによって遂行されている。このためビジ

ネスは、将来時点での負債支払い能力の維持が不可欠となる。かくしてビジネスは「ゴーイング・コンサーン」となり、無形資産である「グッド・ウィル」の構築と保持がその手法となる。「共存共栄」がビジネスのゴーイング・コンサーンを保証するものとして、最も重要な政策となる。利害の衝突が引き起こす紛争に際し、コモン・ロー裁判所の判決は、こうした「安定化の慣習」に従って下されることになる。これは「適正価値」の進化である。かくして適正価値の進化に基づく判決の積み重ねによってコモン・ローを、環境に適応すべく進化させていくという「コモン・ロー方式」をコモنزが提唱するに至る。この方式による制度の進化こそが、コモنزの回答であり、探求の対象となる。

銀行家資本主義にあって、銀行家が求める「安定化」とは、「期待利潤の安定化」である。これに対し一般大衆が求める「安定化」とは、「完全雇用」と「雇用の安定化」であった。この食い違いは、コモنزの『制度経済学』が刊行された1934年というアメリカの時代背景をふまえれば、当然の問題である³¹⁾。

コモنزの段階論を踏まえば、コモنزの経済学批判の意味も明確になってくる。ヴェブレンとは異なり、コモنزは、過去の理論を拒絶することはなかった。というのも過去の経済理論は、それぞれの発展段階に応じた必然性が含まれていた、とコモنزは看做すからである。コモنزは、2つの系列の段階論をふまえ、現代が集団行動の時代であると認識した。それゆえに「いまや問題は、先行の諸学派と絶縁した、異なった種類の経済学、つまり『制度の』経済学を生み出すことではなくて、集団行動に対して、そのあらゆる多様

31) Commons, J. R., *Institutional Economics*, pp.804-805. Gruchy, A. G., *Modern Economic Thought*, pp.188-199. コモنزはこの問題を「体制選択」の問題として『制度経済学』の最終章「第11章 共産主義、ファシズム、資本主義」(“Chapter XI Communism, Fascism, Capitalism, pp. 876-903)で議論する。

性をもって、経済理論のいたるところにその正当な位置をどのようにして与えるかである」(p.5, 訳 12 ページ) とコモンズが主張するのも、驚くに値しない。とりわけ我が国のコモンズ研究では、コモンズの段階論と経済学批判との関連性についての分析が欠けていたようにみられる。

以上のようにコモンズの資本主義の発展段階説を再検討することで、コモンズの「制度経済学」が、単なるアメリカ資本主義経済の現状分析ではなく、資本主義の歴史的展開過程を踏まえて構築されていることが明らかとなった。コモンズは、現在の制度のなかに過去の制度が埋め込まれている、と認識している。それゆえに現状の制度で問題が起こると、容易に過去の制度が浮かび上がる。しかし過去の制度はその時代の問題に適応したものであって、現代の新しい問題に十分に 대응することができない。そこにはラグが存在する。こうしたラグの認識が、コモンズ経済学の特徴であり、ヴェブレン、ミッチェルらの「制度派経済学者たち」の共通認識となっている。

かくしてコモンズの「制度経済学」は、「制度の経済学」とどまることなく、裁判所の判決の積み重ねというコモン・ローの進化を基礎に置く人為選択による「進化論的経済学」となる³²⁾。

32) ラザフォード (Malcolm Rutherford) によれば、コモンズは、1924 年の『資本主義の法律的基础』の刊行以前には、「制度主義者」として言及されることはなかった。しかしこの著書によって「彼〔コモンズ〕は、即座に制度主義者として分類され、その著書は制度主義者の研究として頻繁に引用される事例となった」(Rutherford, Malcolm, "Institutionalism Between the Wars," *Journal of Economic Issues*, Vol.34, No.2, June, 2000, p.293). ラザフォードは、これをミッチェルの 1924 年の文献 [Mitchell 1924a] としているが、この論文の参照文献リストにはそれが見当たらない。この [Mitchell 1924a] は、Mitchell, "Commons on the Legal Foundations of Capitalism" と推測される。ラザフォードの本稿については、拙稿「旧制度学派の盛衰—ラザフォードの所説を中心に—」『経済科学研究 紀要』日本大学経済学部経済科学研究 第 30 号, 2001 年, 15-24 ページを参照されたい。

コモンズが制度主義者であると認識させたのが経済

コモンズの経済学を制度の進化過程を究明する「進化論的経済学」とすれば、フランスの制度学派といわれるレギュラシオン学派やコンヴァンション学派の経済学を、コモンズの経済学から再検討し、「新しい制度経済学」の再構築の試みも提唱されている³³⁾ のは、当然の帰結とも言えよう。

[本稿は、科研費基盤研究(B)26285048 [J. R. コモンズ『制度経済学』と新発見された 1927 年草稿との比較分析](代表: 宇仁宏幸) の研究成果である。]

参考文献一覧

- Bücher, K., *Die Entstehung der Volkswirtschaft*, Tübingen, H. 1922. Laupp'sche Buchhandlung; Translated by Wickett, S. M., *Industrial Evolution*. 1968, New York, Augustus M. Kelley [権田保之助訳『増補改訂 国民経済の成立』, 栗田書店, 1942 年].
- Commons, J. R., *Legal Foundations of Capitalism*, New York, The Macmillan Company, 1924 [新田隆信他訳『資本主義の法律的基础』(上巻), コロナ社, 1964 年].
- Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New York, The Macmillan

学者がミッチェルであり、その「コモンズ論」は、『経済理論の諸類型』において全体像が見られる。「ミッチェルこそが、コモンズの『資本主義の法律的基础』を制度派経済学への貢献として最初に特徴づけた人である。」Rutherford, M., *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947*, p.32. ラザフォードは、ここでミッチェルの論文 "Commons on the Legal Foundations of Capitalism" を挙げている。

33) 中原隆幸「レギュラシオン理論とコンヴァンション理論—J. R. コモンズ『制度経済学』を介した異端派経済学諸派の邂逅」『経済学雑誌』, 大阪市立大学, 第 113 巻, 第 4 号, 2013 年, 59-84 ページ。中原は、「われわれは今後、自らの新しい制度経済学を、コモンズ的な調整主義・慣行主義的制度経済学 (Commonsian based Regulationist and Conventionalist Institutional Economics: CRACIE) と呼ぶ」(82 ページ) として、コモンズ経済学をベースにした新しい制度経済学を提唱している。なお中原の 62 ページには、レギュラシオン、コンヴェンション、コモンズの経済理論の特徴を整理した一覧表が掲載されている。

- Company, 1934 [中原隆幸訳『制度経済学—政治経済学におけるその位置』(上巻), ナカニシヤ出版, 2015年].
- Gruchy, A. G., *Modern Economic Thought: The American Contribution*, New York, Augustus M. Kelley, 1967.
- Keynes, J. M., *Essays in Persuasion*, in *The Collected Writing of John Maynard Keynes*, Vol.9, London, Macmillan, 1972 [宮崎義一訳『説得論集』(『ケインズ全集 第9巻』) 東洋経済新報社, 1981年].
- Mitchell, W. C., "Commons on the Legal Foundations of Capitalism," *American Economic Review*, Vol.14, No.2, 1924, pp.240-253
- Mitchell, W. C., *Business Cycles: The Problem and Its Setting*, New York: National Bureau of Economic Research, Inc., 1927 [春日井薫訳『景気循環 I—問題とその設定』文雅堂書店, 1961年].
- Mitchell, W. C., "Commons on Institutional Economics," in *The Backward Art of Spending Money and Other Essays*, New York, Augustus M. Kelly, Inc., 1950, pp.313-341 (original, *American Economic Review*, Vol. 25, No.4, 1935, pp.635-652.)
- Mitchell, W. C., "Chapter XXI John R. Commons and the Economics of Group Action," in Joseph Dorfman (ed.) *Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, Vol.2, New York, Augustus M. Kelley, 1969.
- Mitchell, W. C., "Money Economy and Modern Civilization (paper read before the Cross-Roads Club of Stanford, May 6, 1910)," in Malcolm Rutherford (ed.), *History of Political Economy*, Vol.28, No.3, 1996, pp.329-357.
- Perlman, S., "John Rogers Commons 1862-1945," in Commons, J. R., *The Economics of Collective Action*, New York, The Macmillan Company, 1950 [春日井薫, 春日井敬訳『集団行動の経済学』, 文雅堂書店, 1958年].
- Rutherford, M., "Institutionalism Between the Wars," *Journal of Economic Issues*, Vol.34, No.2, June, 2000, pp.291-303.
- Rutherford, M., *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947*, New York: Cambridge University Press, 2011.
- Veblen, T. B., *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study of Institutions*, New York, Augustus M. Kelley, 1975, (original, 1899) [高哲男訳『有閑階級の理論 増補新訂版』講談社学術文庫, 講談社, 2015年].
- 神代和欣『アメリカ産業民主制の研究—金融資本成立期の労働問題—』東京大学出版会, 1966年.
- 佐々木晃『経済学の方法論—ヴェブレンとマルクス—』東洋経済新報社, 1967年.
- 佐々野謙治『アメリカ制度学派研究序説—ヴェブレンとミッチェル, コモンズ—』創言社, 1982年.
- 柴田徳太郎「コモンズとケインズ, ミンスキーの景気循環論と段階説について」, 第19回進化経済学会大会(於: 小樽商科大学, 2015年3月22日) http://www.jafee.org/conference/conference_files/Tokutaro%20Shibata.pdf, 1-10ページ.
- 高橋真悟「J. R. コモンズの行政的アプローチ—資本主義社会における利害の調整方法—」, 第19回進化経済学会大会(於: 小樽商科大学, 2015年3月22日), http://www.jafee.org/conference/conference_files/ShingoTakahashi.pdf, 1-8ページ.
- 拙稿「旧制度学派の盛衰—ラザフォードの所説を中心に—」『経済科学研究所 紀要』, 日本大学経済学部経済科学研究所, 第30号, 2001年, 15-24ページ.
- 拙稿「W. C. ミッチェルの貨幣経済—その進化論的手法について—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第71巻, 第4号, 2002年, 217-235ページ.
- 拙稿「J. R. コモンズの T. ヴェブレン論—その無形資産と『のれん』を中心に—」『経済論叢』, 京都大学経済学研究会, 第187巻, 第1号, 2013年, 17-34ページ
- 拙稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズ『制度経済学』を中心に—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第85巻, 第1号, 2015年, 11-27ページ.
- 拙稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズの集団行動の経済学—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第85巻, 第4号, 2016年, 11-29ページ.
- 拙稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズ『資本主義の法的基礎』をめぐって—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第86巻, 第1号, 2016年, 1-17ページ.
- 中原隆幸「レギュレーション理論とコンヴァンション理論—J. R. コモンズ『制度経済学』を介した異端派経済学諸派の邂逅—」『経済学雑誌』, 大阪市立大学, 第113巻, 第4号, 2013年, 59-84ページ.